

令和元年 第4回 臨時会

白鷹町議会会議録

令和元年5月8日 開会
令和元年5月8日 閉会

白鷹町議会

白鷹町告示第39号

平成31年第4回白鷹町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月25日

白鷹町長 佐藤 誠 七

記

1. 期 日 平成31年5月8日（水） 午前9時30分 開議
2. 場 所 白鷹町役場 議場
3. 付議事件
 - (1) 白鷹町監査委員の選任について
 - (2) 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - (3) 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - (4) 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
 - (5) 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について

令和元年第4回白鷹町議会臨時会 第1日

議事日程

令和元年5月8日(水)午前9時30分開議

| | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 選第 2号 | 議長の選挙について |
| <hr/> | | |
| 日程第 1 | | 議席の指定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 選第 3号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 5 | 選第 4号 | 常任委員の選任について |
| 日程第 6 | 選第 5号 | 議会運営委員の選任について |
| 日程第 7 | 選第 6号 | 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について |
| 日程第 8 | 選第 7号 | 西置賜行政組合議会議員の選挙について |
| 日程第 9 | 議第59号 | 白鷹町監査委員の選任について |
| 日程第10 | 議第60号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第11 | 議第61号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第12 | 議第62号 | 平成30年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について |
| 日程第13 | 議第63号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| <hr/> | | |
| 日程第10 | 発議第5号 | 議会広報特別委員会の設置について |
| 日程第11 | 発議第6号 | 予算特別委員会の設置について |
| 日程第12 | 発議第7号 | 議会活性化特別委員会の設置について |
| 日程第13 | 議第60号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について |

- 日程第14 議第61号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第15 議第62号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第16 議第63号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
-

○出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 今野正明 | 議員 | 2番 | 金田悟 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 丸川雅春 | 議員 | 6番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 7番 | 小口尚司 | 議員 | 8番 | 奥山勝吉 | 議員 |
| 9番 | 山田仁 | 議員 | 10番 | 菅原隆男 | 議員 |
| 11番 | 関千鶴子 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|------|
| 町長 | 佐藤誠七 |
| 副町長 | 横澤浩 |
| 教育長 | 沼澤政幸 |
| 総務課長 | 樋口浩 |
| 企画政策課長 | 菅間直浩 |
| 税務出納課長 | 高橋浩之 |
| 町民課長 | 鈴木克仁 |
| 健康福祉課長 | 長岡聡 |
| 商工観光課長 | 齋藤重雄 |
| 農林課長併農業委員会事務局長 | 大木健一 |
| 建設水道課長 | 佐藤雅志 |
| 病院事務局長 | 渡部町子 |
| 教育次長 | 田宮修 |
| 監査委員 | 竹田謙一 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 村 裕 之 |
| 係 長 | 橋 本 達 也 |
| 書 記 | 菅 原 美 樹 |

開 会

<午前 9時30分>

【臨時議長の紹介】

○議会事務局長（中村裕之）

おはようございます。本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員中、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、菅原隆男議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

菅原隆男議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（菅原隆男） ただいまご紹介いただきました菅原隆男でございます。

私が年長の故をもちまして、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

【開議の宣告】

○臨時議長（菅原隆男） これより、令和元年第4回白鷹町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

お配りしております議事日程により進めます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は会議前に協議したとおり、ただいま着席の議席といたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（菅原隆男） 日程第2、選第2号 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[係長により、議場を閉鎖した。]

○臨時議長（菅原隆男） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に立会人を指名いたします。白鷹町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番竹田雅彦君、5番丸川雅春君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

〔事務局職員により、投票用紙を配付した〕

○臨時議長（菅原隆男） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（菅原隆男） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

〔係長により、投票箱点検〕

〔係長、投票箱を上に掲げ、全議員点検した〕

○臨時議長（菅原隆男） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票お願いいたします。議会事務局長。

○議会事務局長（中村裕之） それでは、点呼いたしますので、投票箱の方にお進みいただきまして、議員席から向かって右側の方から回って投かんして、左側の方に抜けて議席の方に着席をお願いいたします。

〔議会事務局長の点呼により投票開始〕

〔臨時議長は議長席で最後に投票〕

○臨時議長（菅原隆男） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（菅原隆男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。

立会人、4番竹田雅彦君、5番丸川雅春君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔事務局職員により、開票をした〕

○臨時議長（菅原隆男） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票10票、無効投票2票であります。

有効投票中、今野正明君9票、関千鶴子さん1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、有効投票の最多得票数を得た今野正明君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔係長により、議場を開鎖した〕

○臨時議長（菅原隆男） ただいま議長に当選されました今野正明君が議場におられますので、本席から白鷹町議会会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。それでは、今野正明君から当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

〔議長 今野正明 登壇〕

○議長（今野正明） 一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは、議員各位のご推挙により、議長の職を賜りました。心より御礼と感謝を申し上げます。また、ここに立たせていただいてこの重責に身の引き締まる思いでおります。私たちは令和という新しい時代を迎えました。そして本町では、昨日新しい庁舎のオープニングセレモニーがございました。町としても、新たなスタートを切ったところでございます。地方自治体はいま、急激な人口減少、少子高齢化などなど課題も山積でございます。それらの課題一つ一つを当局の皆さんとともに議会としても解決してまいりたい。そして議会に与えられている権能、役割もしっかりと果してまいりたい。このように考えております。議員各位の皆様、そして当局の皆様、町民の皆様、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（菅原隆男） これで臨時議長の職務は終わりました。ご協力誠にありがとうございました。

○議会事務局長（中村裕之） 今野正明議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（今野正明） 引き続き会議を続行しますが、ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午前9時52分>

再 開 <午前10時25分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

.....【議事日程追加】.....

○議長（今野正明） この際、日程の追加についてお諮りいたします。

配布しております追加議事日程を本日の日程に追加したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決しました。

.....【議席の指定】.....

○議長（今野正明） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席の番号を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長。

○**議会事務局長（中村裕之）** 朗読いたします。1番 今野正明議長、2番 金田 悟議員、3番 横山和浩議員、4番 竹田雅彦議員、5番 丸川雅春議員、6番 笹原俊一議員、7番 小口尚司議員、8番 奥山勝吉議員、9番 山田 仁議員、10番 菅原隆男議員、11番 関 千鶴子議員、12番 遠藤幸一議員、以上でございます。

○**議長（今野正明）** ただいま朗読したとおりの議席を指定いたします。

変更のある方は、新議席にお着き願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 <午前10時27分>

再 開 <午前10時27分>

○**議長（今野正明）** 休憩前に復し、再開いたします。

.....【会議録署名議員の指名】.....

○**議長（今野正明）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

2番 金田 悟君

3番 横山 和浩君

の両名を指名いたします。

.....【会期の決定】.....

○**議長（今野正明）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長（今野正明）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

.....【副議長の選挙】.....

○**議長（今野正明）** 日程第4、選第3号 副議長の選挙を行います。

○**議長（今野正明）** 6番、笹原議員。

○**6番（笹原俊一）** 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出いたします。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（今野正明） ただいま笹原議員から、投票の煩を省き、議長指名推薦の動議が提出され、所定の賛成がありますので、本動議は成立いたしました。

本動議を議題として、採決をいたします。

お諮りいたします。投票の煩を省き、議長指名推薦とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、動議は可決されましたので私から指名いたします。

副議長に山田仁君を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、副議長に山田仁君が選任されました。

○議長（今野正明） ただいま副議長に当選されました山田仁君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。山田仁君の当選承諾及びご挨拶をお願いします。

○副議長（山田 仁） ただいま議員の皆様副議長という、非常に要職の重い仕事を与えていただきまして本当にありがとうございます。責任の重大さを感じます。そのような中でありますけれども、責務を全うすべき最大の努力を行いますので、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

○議長（今野正明） 以上で副議長の選挙を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午前10時32分>

再 開 <午前11時43分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

.....【常任委員の選任】.....

○議長（今野正明） 日程第5、選第4号 常任委員の選任についてを議題といたします。常任委員の選任については、白鷹町議会委員会条例第7条第4項の規定により、次のように指名したいと存じます。

総務厚生常任委員に遠藤幸一君、今野正明、小口尚司君、笹原俊一君、竹田雅彦君、横山和浩君、以上6名。

産業建設常任委員に関 千鶴子さん、菅原隆男君、山田 仁君、奥山勝吉君、丸川雅春君、金田 悟君、以上6名をそれぞれ指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会において互選することになっております。これより休憩に入りますが、休憩中に各常任委員会の正副委員長互選のため、各常任委員会を招集いたします。

ここで、各常任委員会及び昼食のため暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午前11時46分>

再 開 <午後 1時17分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議長（今野正明） 次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

総務厚生常任委員長に小口尚司君、副委員長に笹原俊一君、産業建設常任委員長に関千鶴子さん、副委員長に金田 悟君、以上のとおりそれぞれ互選されました。

.....【議会運営委員の選任について】.....

○議長（今野正明） 日程第6、選第5号 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に関 千鶴子さん、菅原隆男君、山田 仁君、小口尚司君、笹原俊一君、以上5名を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した5名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。これより休憩に入りますが、休憩中に議会運営委員会の正副委員長互選のため、議会運営委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午後 1時19分>

再 開 <午後 1時32分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議長（今野正明） 次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

議会運営委員会委員長に菅原隆男君、副委員長に小口尚司君が互選されました。

.....【置賜広域行政事務組合議会議員の選任】.....

○議長（今野正明） 日程第7、選第6号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任についてを議題といたします。

選任の方法についてお諮りいたします。

10番、菅原隆男君。

○10番（菅原隆男） 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出いたします。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（今野正明） ただいま、菅原隆男議員から投票の煩を省き、議長指名推選の動議が提出され、所定の賛成がありますので本動議は成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。

お諮りします。投票の煩を省き、議長指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、動議は可決されましたので、議長より指名いたします。

置賜広域行政事務組合議会議員、遠藤幸一君、菅原隆男君の両名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、置賜広域行政事務組合議会議員は、遠藤幸一君、菅原隆男君に決定いたしました。

.....【西置賜行政組合議会議員の選挙】.....

○議長（今野正明） 日程第8、選第7号 西置賜行政組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。

10番、菅原隆男君。

○10番（菅原隆男） 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出します。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（今野正明） ただいま、菅原隆男議員から投票の煩を省き、議長指名推選の動議が提出され、所定の賛成がありますので本動議は成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。投票の煩を省き、議長指名推選とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、動議は可決されましたので、議長より指名いたします。

小口尚司君、笹原俊一君、竹田雅彦君の3名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、西置賜行政組合議会議員は、小口尚司君、笹原俊一君、竹田雅彦君の3名に決定いたしました。

【白鷹町監査委員の選任】

○議長（今野正明） 日程第9、議第59号 白鷹町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、丸川雅春君の退場を求めます。

〔5番 丸川雅春 退場〕

○議長（今野正明） 提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第59号 白鷹町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町監査委員 山田 仁氏は、平成31年4月30日をもって任期が満了したので、後任者を選任するため提案するものであります。提案する者でございます。住所 白鷹町大字横田尻1637番地、氏名 丸川雅春、生年月日 昭和37年2月19日であります。よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を省略、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。

議第59号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

丸川雅春君の入場を許可いたします。

〔5番 丸川雅春 入場〕

○議長（今野正明） ここで監査委員に選任同意されました丸川雅春君よりごあいさつをお願いいたします。

〔監査委員 丸川雅春 登壇〕

○監査委員（丸川雅春） 皆様、私にとっては全てが初めてのことばかりで、選挙を通じて初当選したわけでありますが、皆様方のご指導ご鞭撻をいただきながら職務を全うしてまいりたいと思いますので、これからご指導よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（今野正明） ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午後 1時41分>

再 開 <午後 2時40分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

.....【議事日程の追加変更】.....

○議長（今野正明） 各特別委員会の設置などの案件について日程に追加し、お手元に配布の追加変更議事日程のとおり変更いたします。

.....【発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（今野正明） 日程第10 発議第5号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、菅原隆男君。

[10番 菅原隆男 登壇]

○10番（菅原隆男） 発議第5号。議会広報特別委員会の設置について。

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

記。

1. 委員会の名称 議会広報特別委員会
2. 設置の目的 議会広報に関する調査研究を行う。
3. 設置の期間 調査および研究が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うものとする。
4. 委員の定数 6人以内。

令和元年5月8日提出。

提出者 菅原、賛成者 小口、関、山田、笹原、各議員であります。

以上、提出申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。討論を省略、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今野正明） ご異議がないので、採決いたします。発議第5号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたします。議会広報特別委員に、笹原俊一君、丸川雅春君、竹田雅彦君、横山和浩君、金田 悟君の以上5名を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。これより休憩に入りますが、休憩中に議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、議会広報特別委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 <午後 2時44分>

再 開 <午後 2時54分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次の日程に入る前に、議会広報特別委員会において正副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に笹原俊一君、副委員長に横山和浩君が互選され決定いたしました。

.....【**発議第6号～7号の上程、説明、質疑、討論、採決**】.....

○議長（今野正明） 日程第11 発議第6号 予算特別委員会の設置についてから日程第12 発議第7号 議会活性化特別委員会の設置についてまで以上2件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、菅原隆男君。

[10番 菅原隆男 登壇]

○10番（菅原隆男）

発議第6号 予算特別委員会の設置について

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう、白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。
記。

1. 委員会の名称 予算特別委員会
2. 設置の目的 白鷹町各会計予算審査のため
3. 設置の期間 予算審査が終了するまで
4. 委員の定数 議長を除く全議員

令和元年5月8日提出。

提出者 菅原、賛成者 小口、関、山田、笹原の各議員であります。

以上であります。

発議第7号 議会活性化特別委員会の設置について

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう、白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。
記。

1. 委員会の名称 議会活性化特別委員会
2. 設置の目的 議会活性化のための調査研究を行う。

3. 設置の期間 調査及び研究が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うものとする。

4. 委員の定数 議長を除く全議員

令和元年5月8日提出。

提出者 菅原、賛成者 小口、関、山田、笹原の各議員であります。

以上であります。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、発議第6号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

発議第6号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

発議第7号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、申し上げます。これより休憩に入りますが、ただ今設置が決定した特別委員会の正副委員長互選のため、休憩中に予算特別委員会、議会活性化特別委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 <午後 2時59分>

再 開 <午後 3時16分>

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次の日程に入る前に、各特別委員会において正副委員長が互選されましたので、その

結果を議長より報告いたします。

予算特別委員会 委員長に奥山勝吉君、副委員長に関 千鶴子さん。

議会活性化特別委員会 委員長に山田 仁君、副委員長に笹原俊一君。

が互選され決定いたしました。

.....【議題60号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（今野正明） 日程第13 議第60号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第60号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充等、所要の整備を行うため、本条例を平成31年3月29日付けで専決処分したので承認を求めるものであります。なお、内容につきましては税務出納課長より説明をいたさせますのでよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議案書を1枚、おめくりください。

専第2号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように設定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書を4枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充、法人の町民税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出方法の要件緩和等の所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部改正。

附則 第4条の3の2第1項、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、改、住宅借入金特別控除に係る控除期間を拡充するもの。

附則第4条の3の2第2項、改、住宅借入金特別控除に係る申告要件を見直すもの。

附則第7条の2第4項～第15項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、

改、引用条項を整理するもの。

附則第7条の3第6項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、新、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定するもの。

附則第7条の3第7項～第13項、改、引用条項を整理するもの。

第13条第1項～第4項、軽自動車税の税率の特例、改、軽自動車税のグリーン化特例について、平成31年度分（種別割及び環境性能割の施行までの間）までの規定を整理するもの。

次のページをお開きください。

第13条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例、改、引用条項を整理するもの。

第26条、法人の町民税の申告納付、改。

第28条第3項～第4項、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、改、文言の整理を行うもの。

第2条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第24号）の一部改正。

第72条、種別割の税率、改、文言の整理を行うもの。

附則第12条の6第2項、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、改。

附則第13条第1項、軽自動車税の種別割の税率の特例、新、引用条項を整理するもの。

第3条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部改正。

第41条第1項から第41条第12項まで、法人の町民税の申告納付、改、文言の整理を行うもの。

第41条第13項から第41条第17項まで、新、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法について、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に、電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとするもの。

平成30年条例第17号附則第2条第3項、町民税に関する経過措置、改、引用条項を整理するもの。

附則。

第1条、施行期日、平成31年4月1日から施行するもの。

第2条、町民税に関する経過措置、第1条に規定する改正後の町税条例の規定中、町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の町民税について適用し、平成30年度分までの町民税については、なお従前の例によるものとするもの。

第3条、固定資産税に関する経過措置、固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、な

お従前の例によるものとするもの。

第4条、軽自動車税に関する経過措置、第1条に規定する改正後の町税条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとするもの。

次のページをお開きください。

第5条第1項、都市計画税に関する経過措置、次項に掲げるものを除き、都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお、従前の例によるものとするもの。

第5条第2項、この条例の施行の日から所有者不明土地法附則第1項ただし書きに規定する規定の施行の前日までの日までの間における改正後の町税条例附則第26条の規定の適用については、「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第50項まで」とするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。なければ、採決いたします。

議第60号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

.....【議題61号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（今野正明） 日程第14、議第61号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第61号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る軽減措置の拡充等に対応するため本条例を平成31年3月29日付けで専決処分しましたので承認を求めるものであります。内容につきまして、税務出納課長より説明をいたさせますのでよろしくご承認賜ります

ようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

専第3号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案書を1枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正により、課税限度額が引き上げられるとともに、低所得者に配慮して5割軽減、2割軽減措置の拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第3条、課税額、改、基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるもの。

第9条、国民健康保険税の減額、改、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるもの。

附則 第1項、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行するもの。

附則 第2項、適用区分、改正後の規定は、平成31年度以後の年度分について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。討論を行います。なければ、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。

議第61号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

-----【議題62号の上程、説明、質疑、討論、採決】-----

○議長（今野正明） 日程第15、議第62号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第62号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、平成31年3月29日付けで行いました専決処分について承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、国の補正予算事業の採択となった担い手確保・経営強化支援事業をはじめとする国・県補助事業及び起債事業等の実施結果を踏まえた事業費や財源の調整等を行ったものであります。また、今後見込まれる財政需要等に備え、公共施設整備基金への積み立てに対応したものであります。

財源調整といたしましては、地方交付税、国・県支出金及び繰越金等で対処したものであります。その他、繰越明許費及び債務負担行為につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入、歳出それぞれ2,296万8,000円を追加し、歳入、歳出それぞれ94億5,461万7,000円となったものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧くださいと思います。

専第1号 平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,296万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,461万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加および変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

予算説明書の3ページをお開きください。

款、項、目、補正額、計及び概要を申し上げます。

2歳入。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、6,351万6,000円、32億6,651万6,000円。普通交付税の調整を行ったものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、355万1,000円の減額、7,328万8,000円。社会資本整備総合交付金の調整でございます。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助、1万6,000円、267万8,000円。風しん予防接種緊急促進事業費補助金の追加でございます。

4目農林水産業費県補助金、789万6,000円の減額、4億822万7,000円。担い手確保・経営強化支援事業の減額でございます。

8目災害復旧費県補助金、281万8,000円、594万3,000円。林業用施設災害復旧事業の調整でございます。

15款、財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金。1万円、160万7,000円。財政調整基金の利子でございます。

16款寄付金、1項寄付金、3目民生費寄付金、200万円、200万円。社会福祉費寄付金でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、8目公共施設整備基金繰入金、1,210万円の減額、1億9,300万円。公共施設整備基金繰入金の調整でございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3,965万5,000円、6億3,226万5,000円。一般財源としての調整でございます。

20款町債、1項町債、1目総務債、3,810万円の減額、6億500万円。各種事業の実績による調整でございます。

次のページにまいります。

2目民生債、250万円の減額、3億4,460万円。各起債の調整でございます。

3目衛生債、60万円の減額、180万円。こちらにつきましても過疎対策事業債の調整でございます。

5目商工債、3,650万円の減額、8,720万円。こちらも過疎対策事業債の調整でございます。

6目土木債、820万円の減額、6,490万円。道路橋梁債並びに住宅債の事業の調整でございます。

8目教育債、2,400万円。4億3,440万円。各種事業の調整を行っております。過疎対策事業債の小中学校電源設備事業、それから小学校整備事業につきまして増額しております。

9目災害復旧債、40万円、2,440万円。災害復旧事業債の調整でございます。

次のページにまいりまして、3歳出。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、5,030万円、9,059万1,000円。公共施設整備基金元金積立等でございます。

8目財政調整基金費、1万円、54万円。利子積立でございます。

14目まちづくり推進費、331万7,000円の減額、7,942万7,000円。日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設整備工事等に関する調整でございます。

15目地区コミュニティセンター費、16目まちづくり複合施設費につきましては、財源の更正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、200万円、2億407万1,000円。福祉振興基金への元金積立でございます。

3目高齢者福祉費、46万7,000円の減額、6億2,880万4,000円。老人福祉施設整備事業補助金の調整でございます。

4目福祉医療費、147万1,000円の減額、1億330万5,000円。しらたか元気っ子事業の調整でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、45万円の減額、2億6,855万7,000円。白鷹っ子養育事業の調整でございます。

次のページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子保健事業、60万円の減額、2,130万8,000円。ニコニコマタニティライフ応援事業の調整でございます。

5目予防費、6万1,000円、2,668万9,000円。風しん予防接種事業の調整でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、789万6,000円の減額、2,073万7,000円。担い手確保・経営強化支援事業補助金（H30国補正分）の調整でございます。

2項林業費、1目林業総務費、財源の調整でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、73万2,000円、1億854万7,000円。移住定住支援交付金並びに観光誘客推進消費拡大事業補助金の調整でございます。

5目地域産業活性化対策費、68万6,000円の減額、1億9,094万1,000円。町産材等木造建築推進事業費、がんばる商店応援事業費の調整でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、3 目道路新設改良費、4 目橋梁維持費、財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

5 項住宅費、1 目住宅管理費、940 万円の減額、5,457 万 9,000 円。すまいる住まい！若者定住サポート事業、すまいる新生活！賃貸住宅供給サポート事業の調整でございます。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、66 万 8,000 円の減額、5 億 2,257 万 9,000 円。新入学児童ランドセル贈呈事業の調整でございます。

3 目スクールバス運行管理等費、86 万 8,000 円の減額、5,760 万 9,000 円。通学費の補助の調整でございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、財源内訳の変更でございます。

5 項保健体育費、2 目保健体育施設費、431 万 2,000 円の減額、1 億 982 万 4,000 円。東陽の里整備工事関連の調整でございます。

11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 目林業災害復旧事業費、財源内訳の変更でございます。

予算書の 4 ページにお戻りいただきたいと思えます。

第 2 表 繰越明許費補正。

はじめに追加でございます。款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、まちづくり複合施設整備事業、1 億 500 万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、八景南小路線道路改良事業、511 万円。

5 項住宅費、すまいる住まい！若者定住サポート事業、60 万円。

続いて変更でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、担い手確保・経営強化支援事業、789 万 6,000 円減額いたしまして、915 万 6,000 円でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、橋梁安全対策事業、105 万 8,000 円を減額し、1,206 万 1,000 円でございます。

第 3 表 債務負担行為補正。

廃止でございます。事項名のみ申し上げます。

白鷹町商工業近代化資金債務保証、白鷹町商工業近代化資金利子補給、白鷹町商工業近代化資金保証料補給、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

第 4 表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、限度額を申し上げます。

災害復旧事業、40万円追加し320万円。

学校教育施設等整備事業、100万円を減額いたしまして1億940万円。

公共施設等適正管理推進事業、5,440万円減額いたしまして4億8,840万円。

過疎対策事業、650万円減額しまして8億8,870万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。討論を行います。なければ、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。

議第62号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

.....【議題63号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（今野正明） 日程第16、議第63号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第63号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税制度の一部改正等の所要の整備を図るため本条例を提案するものであります。

なお内容につきまして、税務出納課長より説明をいたさせますのでよろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第63号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように設定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書を3枚めくり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税制度の見直しに対応すること及び改元に伴う元号の改正等の所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部改正。

第24条第1項、寄付金税額控除、改、特例控除（ふるさと納税）の適用対象を特例控除対象寄付金（総務大臣が指定した地方団体への寄付金）とするもの。

附則第3条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、改、改元に伴い元号を改めるもの。

附則第4条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、改。

附則第4条の4、寄付金税額控除における特例控除額の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第5条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、改、改元に伴い元号を改めるもの。

附則第6条、個人の町民税の寄付金税額控除に係る申告の特例等、改、ふるさと納税の申告特例（ワンストップ特例）の対象を特例対象控除寄付金とする等の整理を行うもの。

附則第6条の2、改。

附則第8条、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から、3ページをお開きください。附則第29条、個人の町民税の税率の特例等まで、改、改元に伴い元号を改めるもの。

第2条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第27号）の一部改正。

第3条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第24号）の一部改正。

次のページをお開きください。

第4条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第11号）の一部改正。

第5条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第22号）の一部改正。

第6条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部改正。

第7条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第3号）の一部改正。

第8条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第 号）の一部改正。

それぞれ、改元に伴い元号を改めるもの。

附則。

第1条、施行期日、公布の日から施行するもの。ただし、ふるさと納税制度に係る改正規定は令和元年6月1日から施行するもの。

第2条第1項、町民税に関する経過措置、ふるさと納税制度に係る改正規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするもの。

第2条第2項、令和2年度分の個人の町民税について、ふるさと納税制度に係る改正規定は、令和元年6月1日前に寄付金を支出したものに限り、なお従前の例によるものとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。討論を行います。なければ、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。

議第63号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

【議員派遣の件】

○議長（今野正明） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中村裕之） 朗読いたします。

議員派遣の件。令和元年第4回白鷹町議会臨時会。令和元年5月8日。白鷹町議会会議規則第127条の規定により次のとおり議員を派遣する。

1 県町村議会議長会広報研修会

(1) 目的 議会広報の向上発展に資する

(2) 派遣場所 山形市

(3) 期間 令和元年5月31日

(4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員5名

以上でございます。

○議長（今野正明） 朗読が終わりました。お諮りいたします。本件については質疑討論を省略、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので採決いたします。本案について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

.....【委員会の閉会中の継続調査について】.....

○議長（今野正明） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査について(議会運営委員会)を議題といたします。議会運営委員会から会議規則第74条の規定によりお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....【閉会の宣告】.....

○議長（今野正明） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第4回白鷹町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

<午後 3時55分>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

白鷹町議会臨時議長 菅原隆男

白鷹町議会議長 今野正明

署名議員 金田 悟

署名議員 横山和浩